

役員及び評議員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 奈良婦人会館（以下「この法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 この法人の役員等は無報酬とする。

(改正)

第3条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。